## <本調査実施までのフロー(簡略版)>

- ① 採択されたプロジェクトの代表研究者は学会との間で、守秘義務契約を結ぶ。
- ②代表研究者は、事務局から修練施設の連絡先データを受け取り、一次調査(同研究への参加の有無等のアンケート)を実施する。
- ③代表研究者は、上記②の結果に基づき実際のプロジェクト研究計画書を作成し、所属施設の 倫理審査委員会で審査を受けて所属施設長の承認を得る。
- ④代表研究者は、所属施設の倫理審査承認証明書等と更新した正式な研究計画書を事務局 へ送付する。
- ⑤事務局は、同証明書等と研究計画書を、プロジェクト委員会、および倫理委員会に報告する。 研究内容の審査はプロジェクト委員会が主体となって行うが、倫理的側面は倫理委員会で審査 する。両委員会で異議があった場合は、 代表研究者に研究計画書の改訂を指示する。
- ⑥上記⑤で、両委員会に異議がなければ、理事会に諮り承認を受ける。理事会で異議があった 場合は、代表研究者に研究計画書の改訂を指示する。
- ⑦上記⑥で異議がなければ、事務局から代表研究者に本研究開始を伝える。